

1972年2月21日、 ニクソン大統領と毛沢東 共産党主席(AP/アフロ)

統領として初めて中国を訪問

## 口関係と 海峡の平和と安定]をめぐる

**動揺する**「 一九七二年体制」の含意

それから五〇年。大国化する中国の攻勢によって台湾をめぐる 米国側は「平和的解決」という重大な留保を示している。 中国側の「台湾は中国の一部分」であり「国内問題」という主張に対し、 「留保」が現実味を帯びるいま、改めてその意味を考える。 九七二年二月、ニクソンが訪中して発表された上海コミュニケは、

#### 福田円 法政大学教授

塾大学大学院政策・メディア研究科 湾論。 国士館大学准教授などを経て は東アジア国際政治史、現代中国・台 後期博士課程単位取得退学。政策・ ふくだ まどか 二〇〇八年慶應義 垷職。 著書に 『中国外交と台湾』 など。 メディア博士(慶應義塾大学)。専門

として「一九七二年体制」を論じる場合は、日中関係論 の場によってかなりの幅がある。インド太平洋秩序の一 日台関係論における定義よりも、台湾をめぐる包括的な国 「一九七二年体制」という概念の含意には、論者や議論 部

る 当だろう。若林は、一九七〇年代を通じて中華人民共和国 際秩序として捉える若林正丈の定義を前提とすることが適 (以下中国、略称を中とする)と中華民国 の国際的地位が逆転するなかで、諸国が台湾との公式 (略称を華とす

いかに関わってきたのかを整理したい。 いかに関わってきたのかを整理したい。 に限ったアレンジメントの東が形成される発端が、一九七二年のニクソンジメントの東が形成される発端が、一九七二年のニクソンジメントの東が形成される発端が、一九七二年のニクソンジメントの東を「一九七二年体制」と呼ぶ。こうしたアレジメントの東を「一九七二年体制」と呼ぶ。こうしたアレンの関係を避け、「民間関係(非政府関係)」に限ったアレンの関係を避け、「民間関係(非政府関係)」に限ったアレンの関係を避け、「民間関係(非政府関係)」

# 「一九七二年体制」を成立させた条件

の審議の前に国連から退出した。

大国と同時に対峙することを避け、米国への接近を模索すたるうか。その根本には、安定的な関係の構築が相互の利だろうか。その根本には、安定的な関係の構築が相互の利となった頃から、中国政府を承認せず、国連代表権も認めとなった頃から、中国政府を承認せず、国連代表権も認めとなった頃から、中国政府を承認せず、国連代表権も認めとなった頃から、中国政府を承認せず、国連代表権も認めとなった頃から、中国政府を承認せず、国連代表権も認めた。とりわけ西側諸国では、一九六四年に中国が核保有国になった。特に、六九年の中ソ国境紛争後、中国は米ソ両であった。特に、六九年の中ソ国境紛争後、中国は米ソ両にあった。特に、六九年の中ソ国境紛争後、中国は米ソ両になることを決めた。

事国としての国連加盟を果たし、台湾の中華民国政府はそ中心に、対中接近の可能性が検討された。同政権には、米中心に、対中接近の可能性が検討された。同政権には、米中心に、対中接近の可能性が検討された。同政権には、米中心に、対中接近の可能性が検討された。同政権には、米中に、国連中国代表権をめぐる西側諸国の協調行動にも影響した。その年の国連総会で、中国は安全保障理事会常任理した。その年の国連総会で、中国は安全保障理事会常任理した。その年の国連総会で、中国は安全保障理事会常任理した。その年の国連総会で、中国は安全保障理事会常任理した。その年の国連総会で、中国は安全保障理事会常任理した。その年の国連が関係である。

した両論併記による和解が可能となった理由は、上述のよとに両論併記による和解が可能となった理由は、上述のよる」とした上で、台湾問題の平和的解決への関心を表明し、は中国の一部分であると主張していることを認識していは中国の一部分であると主張していることを認識していは中国の一部分であると主張していることを認識している」とした上で、台湾問題の平和的解決への関心を表明し、台湾からの段階的な軍撤退を約束するにとどまった。とうに大阪会員関係であった。上海コミュニケにおいて、最大の争点は台湾とた両論併記による和解が可能となった理由は、上述のより湾がらの段階的な軍撤退を約束するにとどまった。

優先したことに求められる。 双方が台湾問題に米中接近から生じる戦略的利益を

# 日本にとっての「一九七二年体制」

た。この経緯の意味するところは、当時の外務省条約局長 に訪中し、一気呵成に国交正常化を成し遂げた。 迎する声明を発表した。田中は七二年九月に大平外相と共 ン訪中後、一九七二年七月に田中角栄政権が発足し、日中 中封じ込め政策に足並みを揃えてきたためである。ニクソ 関係正常化を望む声も少なくなかったが、政府は米国の対 しい(栗山尚一「日中国交正常化」『早稲田法学』七四 項に基づく立場を堅持する」と述べ、やはり両論併記となっ に対し、日本が「十分理解し、尊重し、ポツダム宣言第八 同声明においては「台湾は中国の一部」という中国の主張 国交正常化の意思を表明すると、周恩来は直ちにこれを歓 を受けたのが日本であった。戦後、日本では中国との早期 であり、田中・大平訪中にも随行した栗山尚一の回想に詳 この交渉の最大の争点も、台湾の帰属であった。 米中接近や国連における中国代表権の交代に大きな衝撃 日中共 匝

> た一九六九年佐藤・ニクソン共同声明を事実上有名無実化 とにつながる」点において問題があり、「台湾条項」を謳 最終的な権利を有しているという立場の正当性を認めるこ

しかねないと考えられた。

ことを受け入れたということである。しかし、そこで言外 これらを理解した上で、同文案を受け入れることを決断し を有さないということであった。栗山によれば、周恩来は 中華人民共和国の領土の一部になっているという現状認識 に含まれるもう一つの意味は、日本政府として台湾が既に 中華人民共和国政府を承認することとなる)に返還される 中国交正常化後の日本は「中国の唯一の合法政府」として は、台湾が「中国」(当時は中華民国政府であったが、日 あった。この一節の意味は、ポツダム宣言を受諾した日本 られる腹案として提示したのが、ポツダム宣言のくだりで を受け入れなかった。そこで、日本側がぎりぎり受け入れ は、「十分理解し、尊重する」であったが、中国側はこれ 意を米国へ内々に照会した後、日本が中国側に提示した案 上海コミュニケにおける「認識(acknowledge)」の含

の意義を失い、失効した」との見解を示し、以降の台湾と 日中共同声明発表後、 日本政府は日華平和条約が

だと認めることは、「中国が台湾を武力によって解放する

―一〕、一九九九年)。日本にとって「台湾は中国の一

た。

政府の表向きの立場となった。

### 米国の「一つの中国」政策

援助した。国交正常化に先立って発表された米中共同声明を漸次進め、それと並行して台湾の自主防衛能力の整備をあった。上海コミュニケ以降、米国は台湾からの米軍撤退の中国と台湾を取り巻く国際秩序転換のクライマックスで一九七九年一月一日の米中国交正常化は、一九七〇年代

も失効し、台湾には経済文化代表処が置かれ、実務関係を国は中華民国政府と断交し、これに伴い米華相互防衛条約ケを踏襲することを確認した。米中国交正常化の結果、米において、両国は台湾の帰属問題については上海コミュニ

継続することとなった。

米華断交に反対した米連邦議会は、七九年四月に台湾関米華断交に反対した米連邦議会は、七九年四月に台湾関、米華断交に反対した米連邦議会は、七九年四月に台湾関、大華断交に反対した米連邦議会は、七九年四月に台湾関
を定めた。ただし、この「適切な行動」とは、必ずしも軍と定めた。ただし、この「適切な行動」とは、必ずしも軍と定めた。ただし、この「適切な行動」とは、必ずしも軍と定めた。ただし、この「適切な行動」とは、必ずしも軍と定めた。ただし、この「適切な行動」とは、必ずしも軍と定めた。ただし、この「適切な行動」とは、必ずしも軍と定めた。

などで合意した。また、レーガン政権は、中国とコミュニは、一定期間のうちに最終的解決に導くつもりであること、対する武器売却は、質量ともに国交正常化以降数年の水に対する武器売却は、質量ともに国交正常化以降数年の水に対する武器売却は、質量ともに国交正常化以降数年の水に対する武器売却は、質量ともに国交正常化以降数年の水に対する武器売却との間で台湾への武器売して、「台湾関係法」制定に対する中国からの抗議を受けて、「台湾関係法」制定に対する中国からの抗議を受けて、「台湾関係法」制定に対する中国からの抗議を受けて、

戦と良好な日米中関係を背景に、中国は台湾に「平和統一」

る「六つの保障」を与えた。時に台湾に中国との交渉を迫ったりもしないことを約束す終了期限の設定を意味するものではないことを説明し、同終了期限の設定を意味するものではないことを説明し、同から意が台湾への武器売却に関する米中事前協議や、そのからでは、一国と

根本的な立場の違いが横たわっている。それを要すれば、 する「一つの中国」原則の間には、重なる部分もあるが 年体制」や米国の「一つの中国」政策と、中国政府が主張 だとみなされることも多い。いずれにしても、「一九七二 の中国」政策を説明する際に、「六つの保障」がその一部 近年では、後述する国際情勢の変化の結果、米国の「一つ る「一九七二年体制」と同じような意味で使われる。また、 政策は「一つの中国」政策と呼ばれ、しばしば日本におけ 湾関係法からなる一九八○年代以降の米国の対中国・台湾 は中国内政とみなさず、国際問題だとみなして対応する用 た訳ではなく、その現状が武力を用いて変更される場合に 国の立場を、米国や日本は現状認識として完全に受け入れ 意があるということである。しかし、一九八○年代は新冷 「台湾は中華人民共和国の不可分の領土である」という中 三つのコミュニケ(上海、国交正常化、武器売却) と台

湾防衛への関与が保たれたという意味では、大きな安心材べき対象ではあったが、米国および日米安全保障条約の台て「一九七二年体制」は外交的孤立という意味では挑戦す点化することは少なかった。また、台湾の蔣経国政権にとっを呼びかけ、台湾の帰属をめぐる諸国との立場の相違が争

## 「一九七二年体制」の争点化

料でもあった。

中国の警戒は、一九九五年から九六年にかけての台湾海年体制」のあり方は争点化した。「一九七二体制」を成りったせていたソ連の脅威は消滅した。また、台湾では李登立たせていたソ連の脅威は消滅した。また、台湾では李登立たせていたソ連の脅威は消滅した。また、台湾では李登立たせていたソ連の脅威は消滅した。また、台湾では李登立たせていたソ連の脅威は消滅した。また、台湾では李登立たせていたソ連の脅威は消滅した。また、台湾では李登立たせていたソ連の脅威は消滅した。「一九七二体制」を成りた。

危機を生起させた。危機に際し、米国は台湾関係法に基づ峡におけるミサイル演習にまでエスカレートし、台湾海峡

いて台湾海峡に空母艦隊を派遣して、台湾防衛への関与の

意思を示した。これに対し、日本政府は日米安全保障条約の六条事態としてこの危機に対応する体制は整っておらの六条事態としてこの危機に対応する体制は整っておらず、米政府との情報共有も不十分であった(船橋洋一『同盟漂流』岩波書店、一九九七年)。台湾海峡危機後、中国は、米国および日本とそれぞれ関係を改善したが、その過程において、「一つの中国」原則に対する日米の関与を再確認し、再定義された日米安全保障条約の適用範囲から台湾を外すよう働きかけた。さらに、九七年九月に発表された新たなよう働きかけた。さらに、九七年九月に発表された新たなよう働きかけた。さらに、九七年九月に発表された新たなよう働きかけた。さらに、九七年九月に発表された新たなよう働きかけた。さらに、九七年九月に発表された新たなよう働きかけた。さらに、九七年九月に発表された新たなよう働きかけた。これに対し、日本政府は日米安全保障条約を担い、日本国内にもこれに呼応し、対中配慮を求める主張が存在したが、日中国交正常化の経緯を振り返れば、中国政府の批判は筋が通らないことは明白であった。

と国の関係」であるため、「台湾は改めて独立宣言をすると国の関係」であるため、「台湾は改めて独立宣言をするして「三つのノー(台湾独立を認めず、台湾の国際機関への加盟を支援しない)」表明を求め、ず、台湾の国際機関への加盟を支援しない)」表明を求め、ず、台湾の国際機関への加盟を支援しない)」表明を求め、ず、台湾の国際機関への加盟を支援しない)」表明を承認せして「三つのノー(台湾独立を認めず、台湾政府を承認せしては、米国も日本も「一つの中国」

相談を受けなかった米国は冷ややかな反応を示し、日本もれる。しかし、「二国論」を中国は猛烈に批判し、事前にが「独立宣言」をしないことを示す意図があったと考えら中国が強化する「一つの中国」原則に対抗しつつも、台湾中国が強化するいわゆる「二国論」を発表した。これは、必要はない」とするいわゆる「二国論」を発表した。これは、必要はない」とするいわゆる「二国論」を発表した。

一九九○年代の米国、中国、日本、台湾の駆け引きを通して、「一九七二年体制」のあり方が確認された。米国とじて、「一九七二年体制」のあり方が確認された。米国は中国が武力による一方的な現状変更を試みる場合、米国は中国が武力による一方的な現状変更を試みる場合、米国はそれを座視せず、日本も日米安全保障条約に則って、米軍を支援するであろうことも見えてきた。その後、二○○五を支援するであろうことも見えてきた。その後、二○○五年の日米安全保障協議委員会共同声明、一五年の日米新が年の日米安全保障協議委員会共同声明、一五年の日米新が中国、中国、日本、台湾の駆け引きを通して、「一九九○年代の米国、中国、日本、台湾の駆け引きを通

#### 「一九七二年体制」の動揺

安定に果たす役割はより具体化された。

制」は現在、大きく揺さぶられている。習近平政権は台交代、そして米中競争の激化によって、「一九七二年体中国の大国化と習近平政権の誕生、台湾における政権

これとは距離を置いた。

をめぐる議論が活発化している。

政府の立場は、

具体的な

とが現実になる可能性が増大している。
これまで表向きには「起こり得ない」と説明されていたことできない可能性すら懸念されるようになった。つまり、が近い将来に台湾侵攻に動き、米国がこれを抑制または撃一九七○年代や九○年代と比べると大幅に増強され、中国への警告を繰り返している。その中国が擁する軍事力は、湾周辺における空・海軍の活動を活発化させ、「台湾独立」

また、バイデン政権は日本を中心とする同盟国や同志国と 期に加速した米台協力の強化を基本的には継続している。 放棄しない姿勢を中国に対して示しつつも、トランプ政権 化させつつある。バイデン政権は、「一つの中国」政策を 強化し、歴代政権が採ってきた「一つの中国」政策を形骸 置付ける一方で、台湾の戦略的重要性を再評価して関与を す」という文言で、一九六九年の日米共同声明以来五二年 と安定の重要性」を確認し、「両岸問題の平和的解決を促 歩調を揃えて、中国による現状変更に対抗することを重視 ぶりに台湾海峡情勢に触れた。こうした国際情勢に反応す する。二〇二一年四月の日米共同声明は「台湾海峡の平和 近年の米政府は、 昨年来日本の国内においても、 中国を「戦略的競争相手」と明 台湾海峡有事 が確に位

上で、その持続可能性を議論すべき局面に立っているのか き対応についてはほとんど議論がなされてこなかった。 定されているが、日本ではこうした可能性に対して採るべ 法では武力以外の「強制的な方式にも対抗」することが想 ことも大きな問題である。これに関して、米国の台湾関係 変更が一方的かつ強制的になされる可能性が高まってい に当てはまらない「グレーゾーン」の攻勢が強まり、 だろう。また、中国から台湾に対して、典型的な武力行使 それを抑制/阻止する方策を台湾と共に検討しようとする 現状変更が現実味を増すほど、日米を中心とする諸国は、 点で想定している訳ではない。しかし、中国の武力による 本政府も「一つの中国」への関与自体を見直すことを現時 体制」とは何ら矛盾しない。また、米バイデン政 で台湾海峡の安定や安全に貢献することは、「一九七二年 湾に対して武力行使が行われる場合の具体的な対応につ 状況の想定は差し控えるというものであるが、 たちはいま、「一九七二年体制」 つの中国」政策を継続すると表明しているのと同様に、 て、議論と準備を進めるべきだという声が高まってい 本稿の議論を踏まえると、日本が日米安全保障体制の下 の来歴と含意を踏まえた 中 菌 ロから台